

むつ都市計画道路の変更 原案説明会

横迎町大平町線の変更
大湊駅前線の廃止

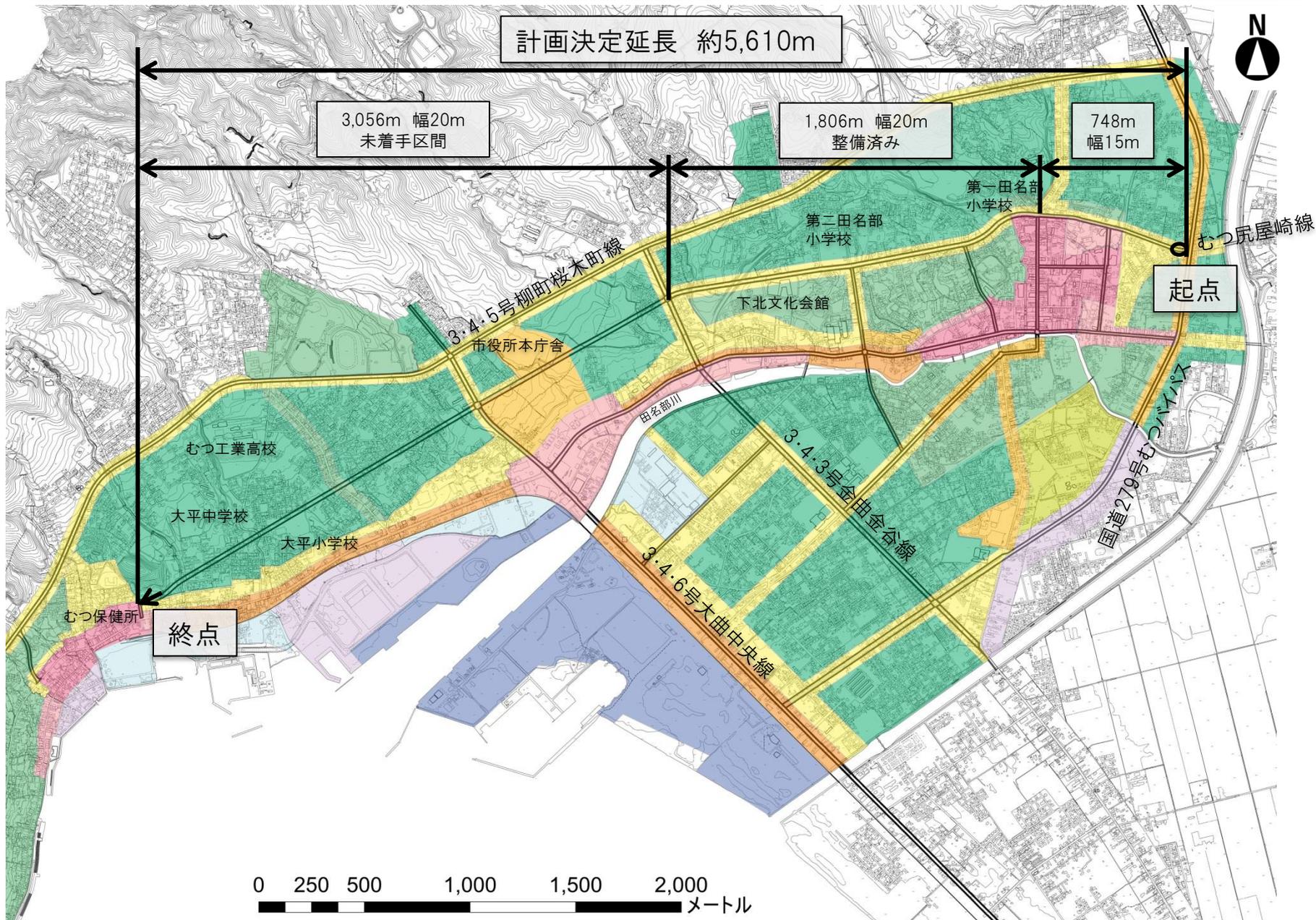
1. 開会
2. 市職員紹介
3. 課長あいさつ
4. 原案説明
5. 都市計画公聴会について
6. 閉会

日時 平成25年4月5日(金) 18:00～
場所 むつ市役所本庁舎 大会議室A

- 変更箇所は無く、素案を原案としています。
- 素案へのご意見と、ご意見に対する市の考え方は別紙のとおりです。

横迎町大平町線

むつ市都市建築課



横迎町大平町線 現況

むつ市都市建築課



横迎町大平町線 現況

むつ市都市建築課



横迎町大平町線 現況

むつ市都市建築課

③から終点方向



起点方向

①から終点方向

起点



③
④
終点方向

④から起点方向

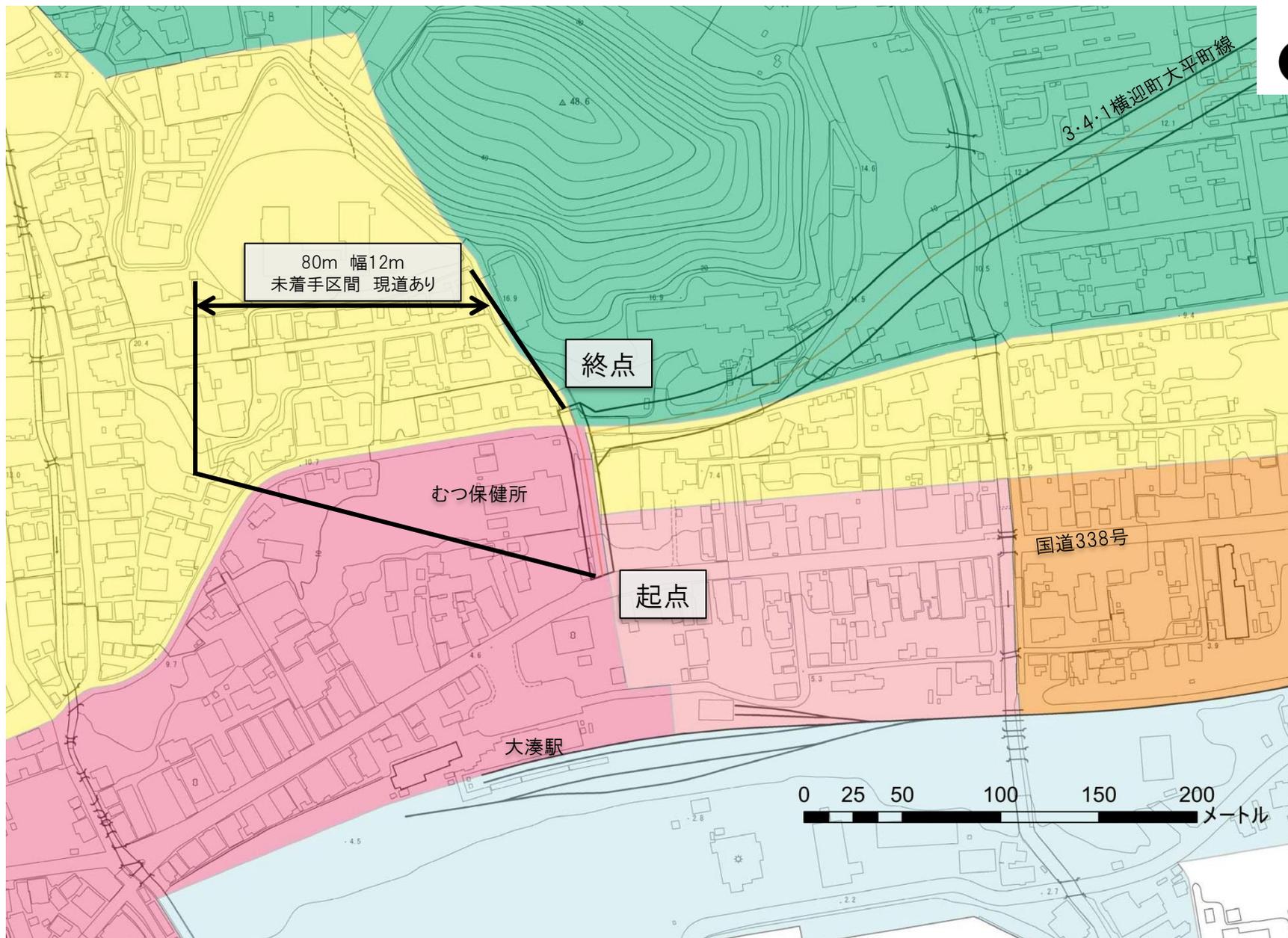


②から終点方向

横迎町大平町線 現況

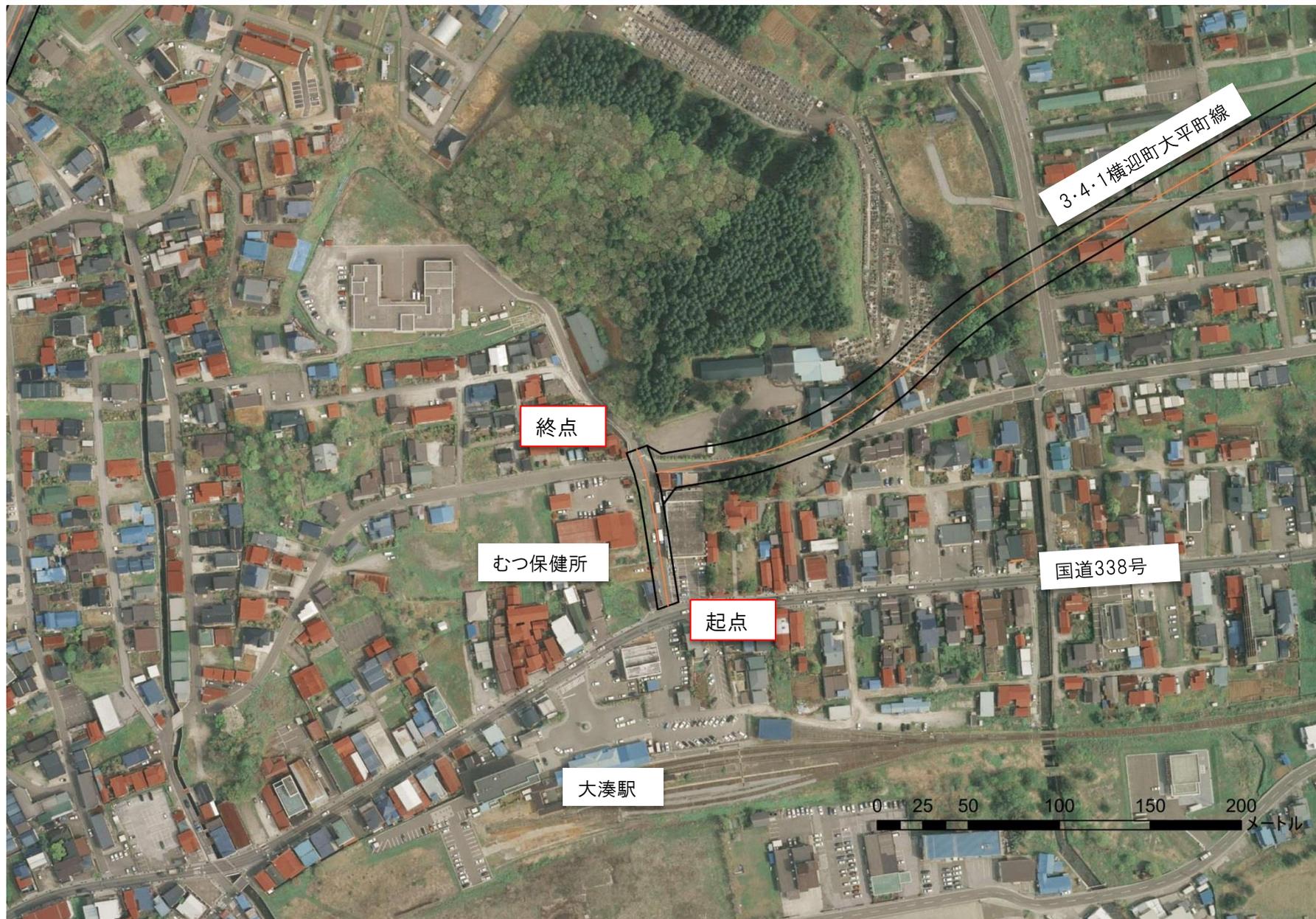
むつ市都市建築課





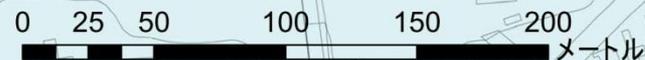
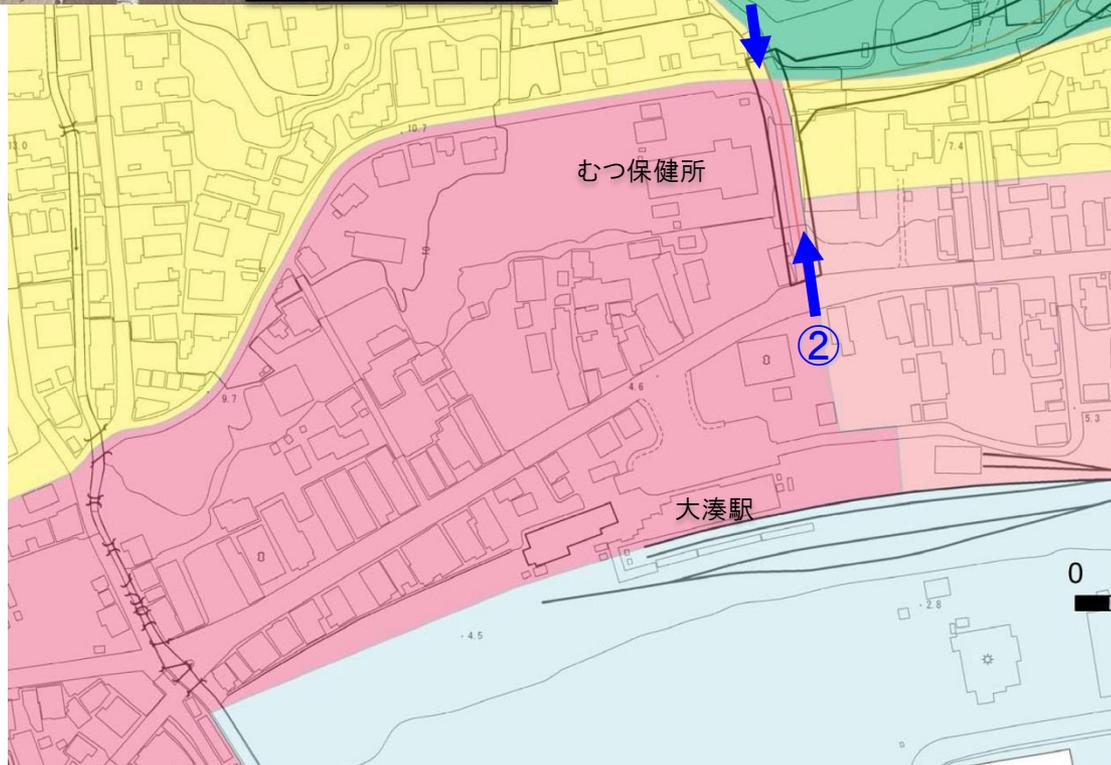
大湊駅前線 現況

むつ市都市建築課



大湊駅前線 現況

むつ市都市建築課



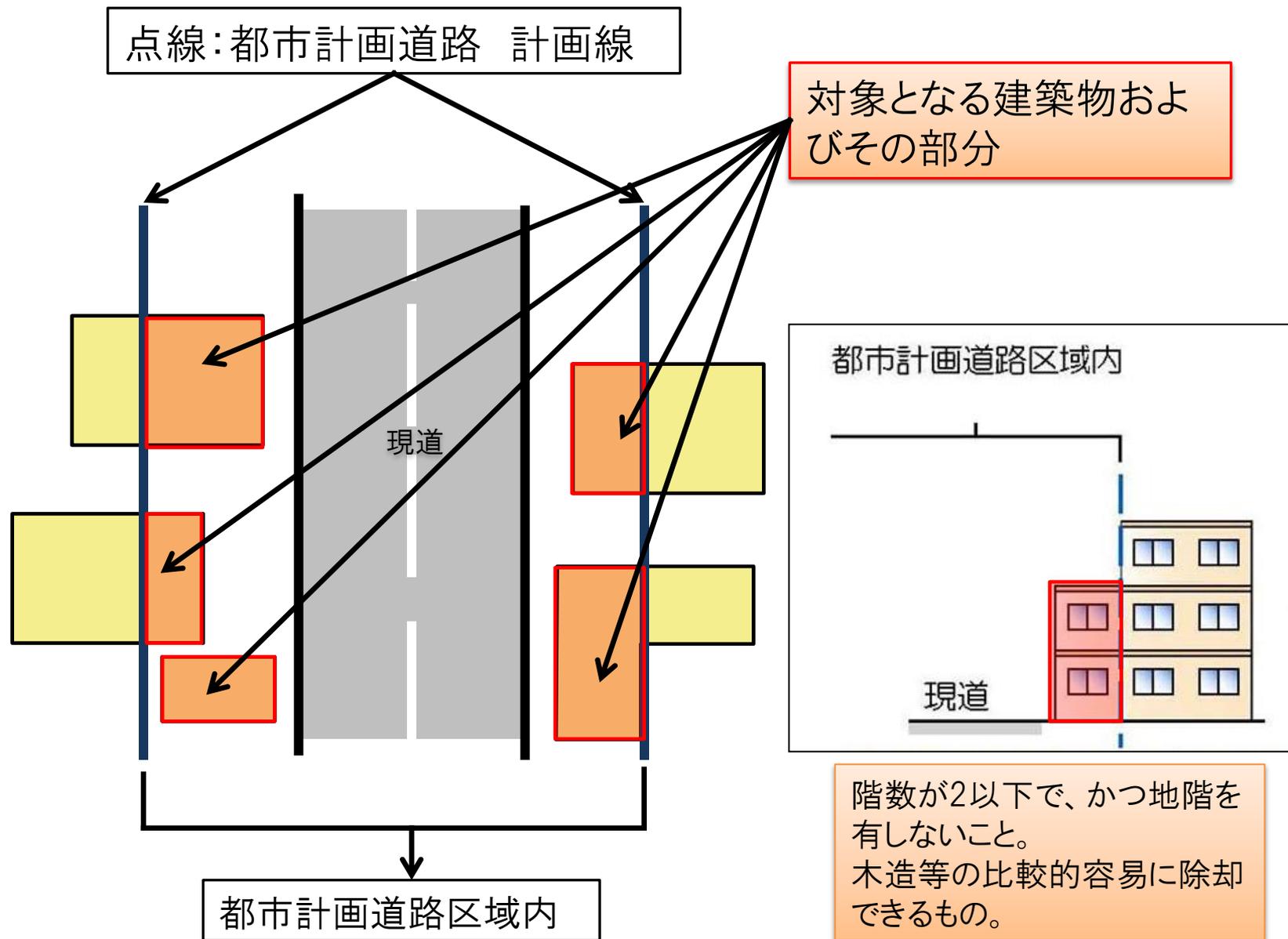
- **都市計画道路とは**

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づいて決定された道路。

- **都市計画決定の目的とその効果**

都市計画決定により、事前に道路ルートを示し、道路予定地内においては、比較的容易に移転および除去できるもの以外の建築物の建築制限を行うことにより、将来の道路建設の円滑化を図る。

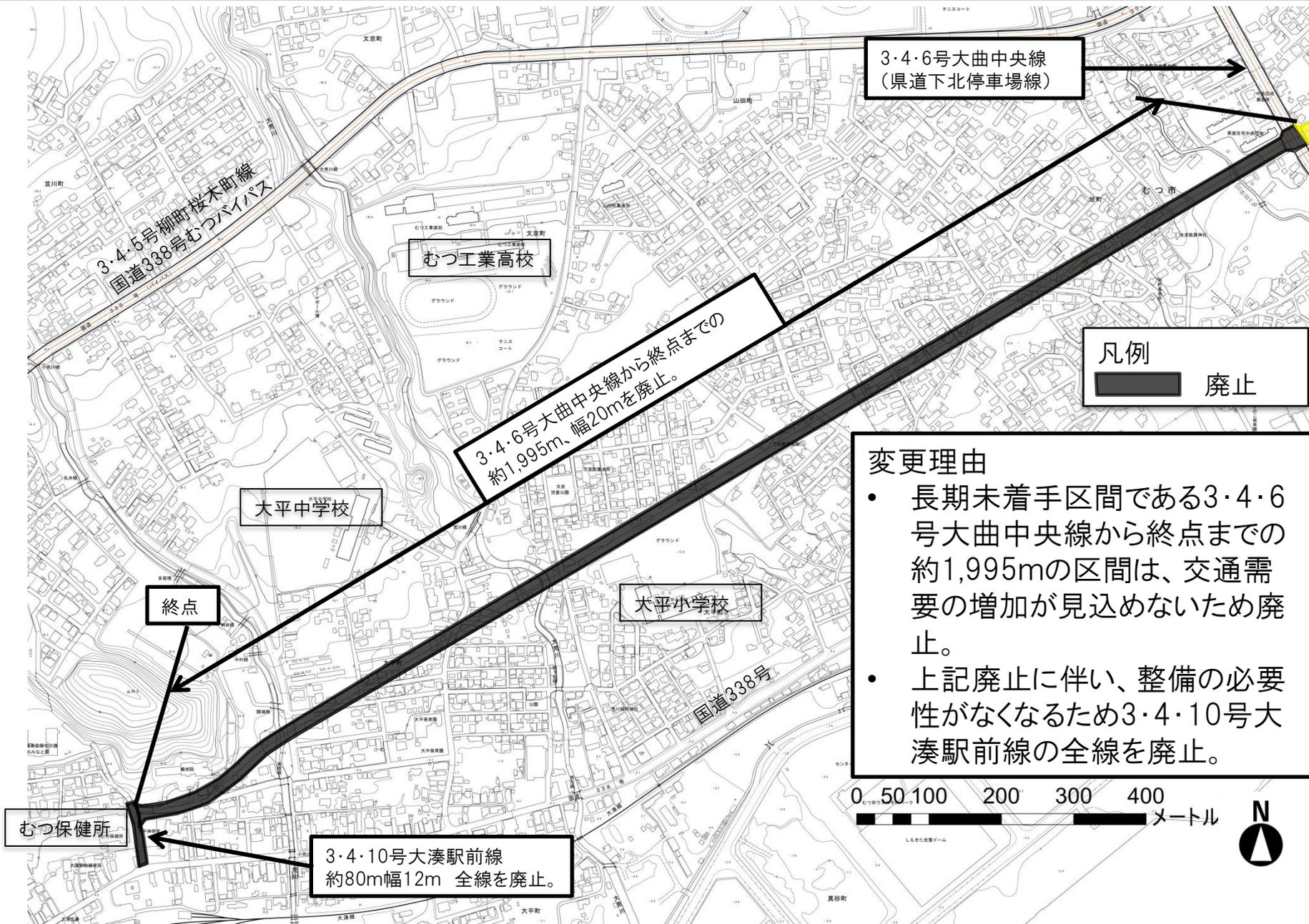
（都市計画法第53条による制限）



- 都市計画法第53条により建築が制限されていることから、地権者が土地を有効に利用できない。
- 先行取得した土地が放置されることにより、街なみ景観が悪化する(不法投棄場所等)などの弊害が生じることも考えられる。
- 都市計画道路は、現状ペースで整備を進めた場合、整備完了まで相当年数がかかることから、今後も明確な事業予定がないまま建築制限を課す状態が続くことになる。

都市計画道路の変更 原案

むつ市都市建築課



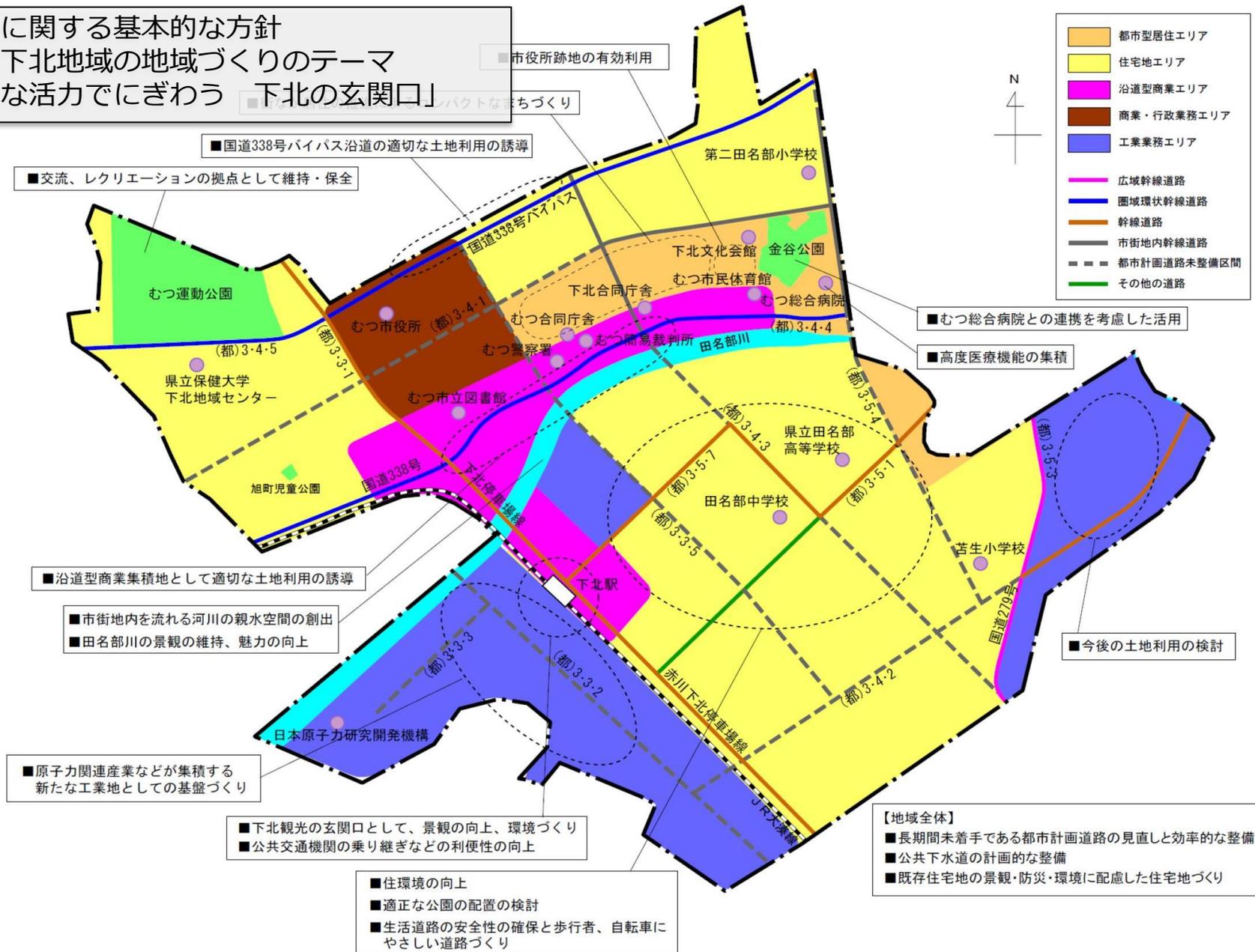
むつ市都市計画マスタープラン

むつ市都市建築課

都市計画に関する基本的な方針

むつ中央下北地域の地域づくりのテーマ

「新たな活力でにぎわう 下北の玄関口」

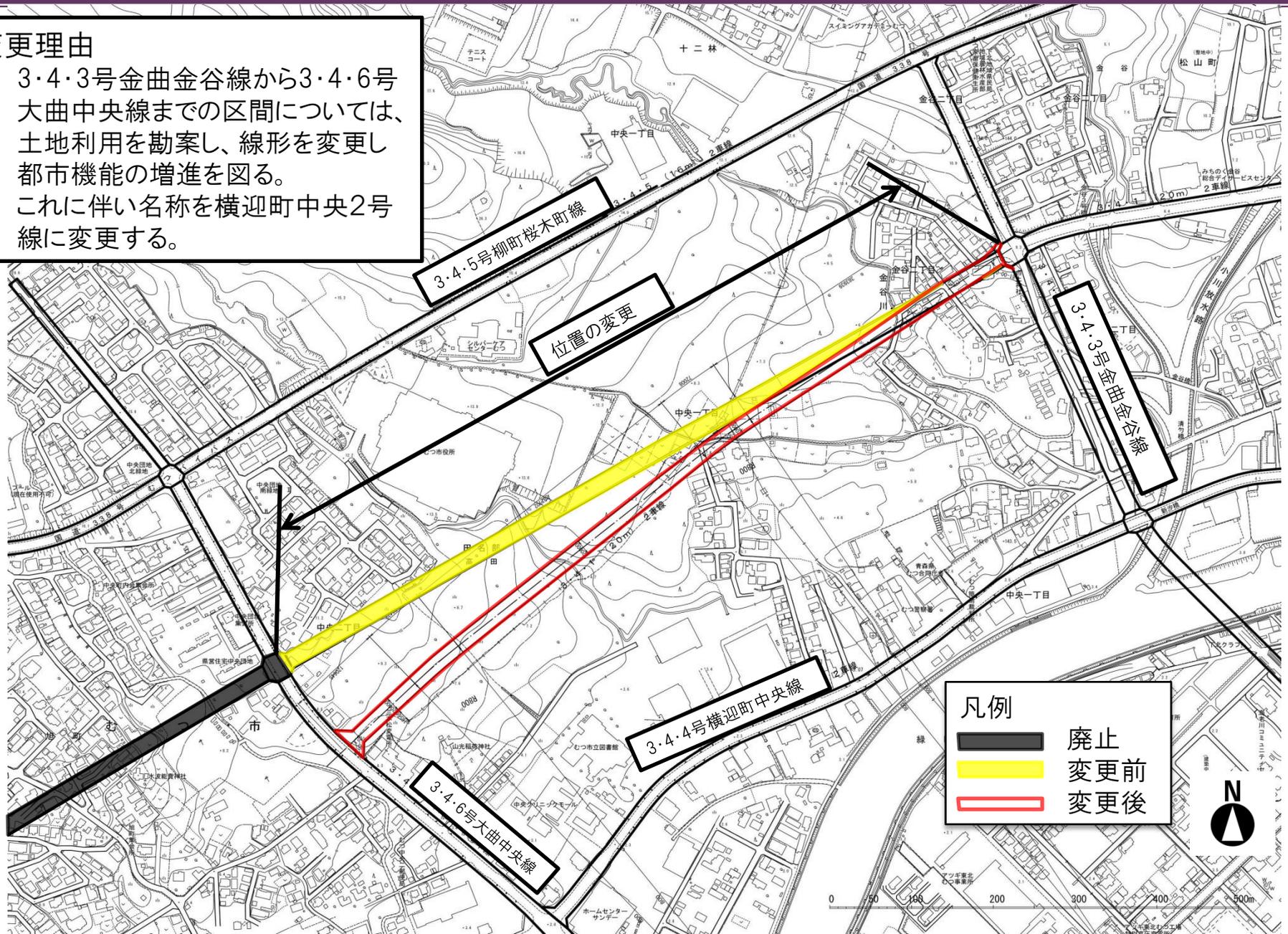


都市計画道路の変更 原案

むつ市都市建築課

変更理由

- 3・4・3号金曲金谷線から3・4・6号大曲中央線までの区間については、土地利用を勘案し、線形を変更し都市機能の増進を図る。
- これに伴い名称を横迎町中央2号線に変更する。



- 別紙に沿って説明いたします。

1. 本日の素案説明会(終了)

平成25年3月12日



2. 素案への意見書受付(終了)

3月13日～3月26日



3. 原案説明会

4月5日



4. 原案縦覧・公述人募集

4月6日～4月22日



5. 都市計画公聴会

4月25日



6. 都市計画法第17条に基づく2週間の案の縦覧・意見書受付

5月20日～6月3日



7. むつ市都市計画審議会 案 審議

6月中旬

上記日程は変更することがあります。

- 案を作成するために行います。
- 公開された場において、原案に対して意見陳述を行う場となります。
- 意見陳述のためには、公述人申出書を提出する必要があります。
- 開催について
 - 平成25年4月25日（木曜日） 午後6時から
 - 大会議室A

- むつ都市計画区域に住所を有している人が、公述人になることができます。
- 多数の申し出がある場合、公述人に選ばれない時もあります。
- 公聴会での発言は、当該案件の範囲を超えることはできません。
- 当該案件の範囲を超えた時、申出書の意見の要旨の範囲を超えた時、公述時間を過ぎた時、発言は打ち切られることがあります。
- 発言時間は10分とします。
- 公聴会議長は、公述人に質問する場合があります。
- 公述人は、議長に質問できません。
- 公聴会では、討論及び表決することができません。

様式の公述人申出書を提出をお願いします。

- 公述人申出書様式の入手方法
 - 原案説明会での配布、市ホームページからのダウンロード、市本庁舎都市建築課都市計画グループ カウンター
- 公述人申出書の提出方法
 - 郵送、持参でお願いします。

公述人申出書 受付期間: 4月6日～4月22日(午後12時まで)

申出書提出先

- 〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号
むつ市建設部都市建築課都市計画グループ 都市計画変更係

公聴会開催日 4月25日 木曜日 午後6時から

市役所本庁舎大会議室A

ただし、公述の申し出が無い場合は開催いたしません。